

## 第 2 1 号議案

### 桶川市学校事故調査委員会設置条例

#### (設置)

第 1 条 桶川市立小学校設置及び管理条例（昭和 4 2 年桶川市条例第 1 6 号）及び桶川市立中学校設置及び管理条例（昭和 4 0 年桶川市条例第 4 号）に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における事故に関し、その発生原因を究明し、及び再発防止の取組について調査審議をするため、桶川市学校事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

#### (所掌)

第 2 条 調査委員会は、学校の管理下で発生した児童生徒の事故（以下「学校事故」という。）に関し、桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項についての調査及び審議（次条及び第 1 0 条において「調査等」という。）をし、報告を行う。

- (1) 学校事故の経過に関すること。
- (2) 学校事故の発生原因に関すること。
- (3) 学校事故の再発防止の取組に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校事故に関し、教育委員会が必要と認めた事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 調査委員会は、調査等の対象となる学校事故（以下「調査対象事故」という。）ごとに、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、調査対象事故と利害関係を有しない次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第10条の規定により報告書を教育委員会に提出する日までとする。

(委員の補充)

第5条 教育委員会は、委員が欠けたときは、補充の委員を選任し、委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 調査委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、調査委員会に諮って会議を公開することができる。

(補助者)

第8条 調査委員会は、児童生徒等からの聴き取り、書類の収集その他の方法により調査対象事故の事実関係の整理をするため、補助者を置き、当該事実関係の整理を命ずることができる。

2 補助者は、調査対象事故が発生した学校の教職員又は教育委員会の職員のうち、調査対象事故との関わりがないものから委員長が任命する。

3 補助者は、第1項の規定により委員長に命じられた範囲内において事実関係の整理を行い、その内容を調査委員会に報告するものとする。

(関係者の会議への出席等)

第9条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告等)

第10条 委員長は、調査対象事故の調査等を終えたときは、報告書を作成し、これを速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員及び補助者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 調査委員会の庶務は、調査委員会所管課において処理する。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年桶川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

| 改正前           |                 |             |          | 改正後           |                 |             |          |
|---------------|-----------------|-------------|----------|---------------|-----------------|-------------|----------|
| 別表(第1条、第5条関係) |                 |             |          | 別表(第1条、第5条関係) |                 |             |          |
| 区分            | 報酬の種類及び額<br>(円) | 費用弁償<br>(円) | 旅費<br>の額 | 区分            | 報酬の種類及び額<br>(円) | 費用弁償<br>(円) | 旅費<br>の額 |
| 略             |                 |             |          | 略             |                 |             |          |
| 部活動地域移行検 日額   | 6,000           | 700         |          | 部活動地域移行検 日額   | 6,000           | 700         |          |

|             |    |        |       |  |
|-------------|----|--------|-------|--|
| 討協議会委員      |    |        |       |  |
| 学校事故調査委員会委員 | 日額 | 19,600 | 2,500 |  |

令和7年2月19日提出

桶川市長 小 野 克 典

### 提 案 理 由

学校事故の発生原因の究明、再発防止の取組について調査審議するため、桶川市学校事故調査委員会を設置することについて必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。